

公益財団法人中央果実協会 業務方法書実施細則

(補給金の対象経費)

第1条 業務方法書第5章第2節の事業に係る補給金の対象経費は、別表1のとおりとし、補給金の限度、交付条件等は、業務実施方針及び業務実施規程において定める。

(補助対象経費等)

第2条 業務方法書第6章第2節から第10節までの事業に係る補助対象経費、補助率及び採択要件等は、別表2から別表11までのとおりとする。

(事業実施の手続等)

第3条 業務方法書に定める事業等の実施に係る手続及びその様式は、下表のとおりとする。

手 続	様式番号
1 果実計画生産確認事業 (1) 果実計画生産推進基本計画の承認(変更承認)の申請 (2) 果実計画生産推進資金造成補助金の(変更)交付申請 (3) 果実計画生産確認事業の実績報告	別記様式1号 別記様式2号 別記様式3号
2 緊急需給調整特別対策事業 (1) 緊急需給調整事業実施計画の協議申請 (2) 緊急需給調整事業補助金の(変更)交付申請 (3) 緊急需給調整事業の実績報告	別記様式4号 別記様式5号 別記様式6号
3 果汁特別需給調整保管等対策事業 (1) 果汁特別需給調整保管等対策事業実施計画の承認(変更承認)申請 (2) 果汁特別需給調整保管等対策事業補助金の(変更)交付申請 (3) 果汁特別需給調整保管等対策事業の実績報告	別記様式7号 別記様式8号 別記様式9号 (別記様式10号～ 12号欠番)
4 果樹経営支援対策事業 (1) 果樹経営支援対策事業計画(及び果樹未収益期間支援事業対象者)の(変更)協議(並びに特認事業の実施計画の(変更)承認申請) (2) 果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金の(変更)交付申請 (3) 果樹経営支援対策事業実績(及び果樹未収益期間支援事業対象者確定)報告兼補助金支払請求	別記様式13号 別記様式14号 別記様式15-1号

(4) 果樹経営支援対策整備事業のうちの定額補助の改植に係る確認報告	別記様式15-2号
(5) 果樹経営支援対策事業(推進事業)実施計画の(変更)承認申請	別記様式16-1号
(6) 果樹経営支援対策事業(推進事業)補助金の(変更)交付申請	別記様式16-2号
(7) 果樹経営支援対策事業(推進事業)補助金の概算払請求書	別記様式16-3号
(8) 果樹経営支援対策事業(推進事業)実績報告兼補助金支払請求	別記様式16-4号
(9) 果樹経営支援対策事業(推進事務)実施計画の(変更)承認申請	別記様式17-1号
(10) 果樹経営支援対策事業(推進事務費)補助金の(変更)交付申請	別記様式17-2号
(11) 果樹経営支援対策事業(推進事務費)補助金の概算払請求	別記様式17-3号
(12) 果樹経営支援対策事業(推進事務費)実績報告兼補助金支払請求	別記様式17-4号
[業務方法書第57条関係]	
(13) 果樹未収益期間支援事業の対象果樹承認申請	別記様式18-1号
[業務方法書第63条関係]	
(14) 果樹未収益期間支援事業対象者協議兼補助金交付申請兼補助金支払請求(東日本大震災農業生産対策関係)	別記様式18-2号
[業務方法書第55条及び第64条に係る様式の例]	
(参考) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)	参考様式1号
(参考) 果樹経営支援対策整備事業産地協議会記載表	参考様式2-1号
(参考) 果樹経営支援対策整備事業産地協議会記載表(定額補助の改植分の事後確認(生育状況確認)用)	参考様式2-2号
(参考) 産地総括表(産地の概要)	参考様式3-1号
(参考) 産地総括表(果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者(確定報告))	参考様式3-2号
(参考) 果樹経営支援対策(推進事業)実施計画(実績報告)	参考様式4号
(参考) 果樹経営支援対策事業実施計画(及び果樹未収益期間支援事業対象者)の(変更)承認申請	参考様式5号
(参考) 果樹経営支援対策事業(推進事務)実施計画の(変更)承認申請	参考様式6号
(参考) 果樹経営支援対策整備事業実施計画に係る事前(事後)確認の依頼	参考様式7号
(参考) 果樹経営支援対策整備事業に係る事前(事後)確認報告	参考様式8-1号
(参考) 果樹経営支援対策整備事業のうちの定額補助の改植に係る生育状況確認報告	参考様式8-2号
(参考) 果樹経営支援対策事業実施計画(及び果樹未収益期間支援事業対象者)の(変更)承認協議	参考様式9号
(参考) 果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金の(変更)交付申請	参考様式10号
(参考) 果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業対象者)補	参考様式11号

助金の（変更）交付申請（生産出荷団体に委任する場合）	
（参考）果樹経営支援対策事業（推進事務費）補助金の（変更）交付申請	参考様式12号
（参考）果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求	参考様式13号
（参考）果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求（支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合）	参考様式14号
（参考）果樹経営支援対策事業（推進事務費）の実績報告兼補助金支払請求	参考様式15号
（参考）交付決定前着工届	参考様式16号
	（参考様式17号欠番）
（参考）特認事業（新植）整備計画書	参考様式18号
（参考）特認事業（防霜、防風設備）整備計画書（個人記入用）	参考様式19号
（参考）特認事業（防霜、防風設備）整備計画書（産地協議会用）	参考様式20号
（参考）特認植栽と廃園事業の産地調整表	参考様式21号
（参考）特認事業（モノレール、モノラック）導入計画書（個人用）	参考様式22号
（参考）果樹未収益期間支援事業対象者申告（確定報告）（東日本大震災農業生産対策等関係）	参考様式23号
（参考）果樹未収益期間支援事業対象者（確定報告）産地総括表（東日本大震災農業生産対策等関係）	参考様式24号
（参考）農地中間管理機構に係る整備計画書（実績報告書）	参考様式25号
（参考）追加的経費を必要とする改植に係る整備計画書（実績報告書）（特認団体・担い手）	参考様式26号
（参考）急傾斜地等からの移動改植に係る整備計画書	参考様式27号
5 果樹生産性向上モデル確立推進事業	
(1) 果樹生産性向上モデル確立推進事業計画（兼実績報告）申請書	別記様式19-1号
(2) 果樹生産性向上モデル確立推進事業補助金交付申請書	別記方式19-2号
(3) 果樹生産性向上モデル確立推進事業実績報告兼補助金支払請求書	別記様式19-3号
(4) 果樹生産性向上モデル確立推進事業実施状況報告書	別記様式19-4号
(5) 果樹生産性向上モデル確立推進事業目標達成状況報告書	別記様式19-5号
(6) 果樹生産性向上モデル確立推進事業における改善計画	別記様式19-6号
	（別記様式20号～21号欠番）
6 加工専用果実生産支援事業	
(1) 加工専用果実生産支援事業実施計画の（変更）承認申請	別記様式22号
(2) 加工専用果実生産支援事業補助金の（変更）交付申請	別記様式23号
(3) 加工専用果実生産支援事業の実績報告兼支払請求	別記様式24号
7 国産果実競争力強化事業	
(1) 国産果実競争力強化事業実施計画の（変更）承認申請	別記様式25号

(2) 国産果実競争力強化事業補助金の（変更）交付申請	別記様式 26 号
(3) 国産果実競争力強化事業の実績報告兼支払請求	別記様式 27 号
8 加工原料安定供給連携体制構築事業（国産果実需要適応型取引手法実証の取組）	
(1) 加工原料安定供給連携体制構築事業（国産果実需要適応型取引手法実証の取組）事業実施計画（変更）承認申請	別記様式 28 号
(2) 加工原料安定供給連携体制構築事業（国産果実需要適応型取引手法実証の取組）事業補助金（変更）交付申請	別記様式 29 号
(3) 加工原料安定供給連携体制構築事業（国産果実需要適応型取引手法実証の取組）事業実績報告兼補助金支払請求	別記様式 30 号
9 加工原料安定供給連携体制構築事業（加工原料用果実の選別、出荷の取組）	
(1) 加工原料安定供給連携体制構築事業（加工原料用果実の選別、出荷の取組）実施計画の（変更）承認申請	別記様式 31 号
(2) 加工原料安定供給連携体制構築事業（加工原料用果実の選別、出荷の取組）補助金の（変更）交付申請	別記様式 32 号
(3) 加工原料安定供給連携体制構築事業（加工原料用果実の選別、出荷の取組）事業補助金の実績報告兼支払請求	別記様式 33 号
10 加工原料安定供給連携体制構築事業（作柄安定技術等の導入の取組）	
(1) 加工原料安定供給連携体制構築事業（作柄安定技術等の導入の取組）実施計画の（変更）承認申請	別記様式 34 号
(2) 加工原料安定供給連携体制構築事業（作柄安定技術等の導入の取組）補助金の（変更）交付申請	別記様式 35 号
(3) 加工原料安定供給連携体制構築事業（作柄安定技術等の導入の取組）補助金の実績報告兼支払請求	別記様式 36 号
	(別記様式 37 号欠番)
11 果実輸出支援強化事業	
(1) 果実輸出支援強化事業実施計画（変更）承認申請	別記様式 38 号
(2) 果実輸出支援強化事業補助金交付申請	別記様式 39 号
(3) 果実輸出支援強化事業実績報告兼補助金支払請求	別記様式 40 号
12 パインアップル構造改革特別対策事業	
(1) パインアップル構造改革特別対策事業実施計画の承認(変更承認)申請	別記様式 41 号
(2) パインアップル構造改革特別対策事業補助金の交付申請	別記様式 42 号
(3) パインアップル構造改革特別対策事業の実績報告兼支払請求	別記様式 43 号
13 その他	

(1) 果樹経営支援対策事業等を実施した園地の所有権又は貸借権等の移転に係る届出	別記様式44号
(2) 果樹経営支援対策事業で改植等又は傾斜の緩和等を実施した園地の改変に係る届出	別記様式45号
(3) 果樹経営支援対策事業等で取得又は効用の増加した施設等の災害報告	別記様式46号
(4) 果樹経営支援対策事業等で取得又は効用の増加した施設等の増築届出	別記様式47号
(5) 果樹経営支援対策事業等で実施した改植等に係る補助金の返還承認申請	別記様式48号

(政策の重要度の指標及びポイント等)

第4条 業務方法書第52条の政策の重要度の指標は、次のとおりとし、各指標毎に付与すべきポイントについては、偏差値換算した各指標値に指標毎の加重平均ウェイトを乗じて算定する。

(1) 担い手への園地の集積状況（加重平均ウェイト：2割）

産地計画における担い手への園地集積の目標値に対する現状値の割合を指標とする。

(2) 振興品目の生産状況（加重平均ウェイト：3割）

産地計画に記載のある全振興品目の栽培面積の目標値に対する達成割合を指標とする。

(3) 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況（加重平均ウェイト：2割）

当該申請に係る事業実施計画での、担い手が農地中間管理機構又は機構と同様の取組を行っているもの（以下、「機構等」という。）を通じて借り入れた園地における事業実施面積の割合を指標とする。

(4) 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況（加重平均ウェイト：1割）

当該事業実施計画の申請までに、農地中間管理機構が産地協議会の構成員となっているか否かを指標とする。

(5) 農業共済及び収入保険の加入状況（加重平均ウェイト：1割）

農業共済の加入状況については、主たる品目の産地全体での果樹共済加入率を、収入保険の加入状況については、産地全体での収入保険の加入率を指標とする。

(6) G A P の取組状況（加重平均ウェイト：1割）

産地全体でのG A P の取組率を指標とする。

2 補助金の配分に当たっては、産地協議会毎に前項の指標毎のポイントを積み上げた合計ポイントに基づき算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとするが、機構等が支援対象者となる整備事業の対象園地については、100%を配分するものとする。

別表1 (果実計画生産確認事業関係)

経費の種類	対象経費の具体的内容
1 計画的生産出荷の指導	生産出荷目標の作成のための会議開催費、調査費、台帳整備費及び資料作成費、生産出荷計画の実施状況の確認のための確認担当者手当（果樹研

2 計画的生産の促進	<p>究同志会等の指導者等果樹農業について知見を有する者に委嘱して実施した場合の委嘱手当を含む。) 及び帳簿作成費、産地指導のための講習会開催費、資料作成費及び指導用資材費等の経費</p>											
	<p>下表に掲げる作業の計画的な推進に必要な共同作業の記帳手当、作業打合せ会議開催費及び講習会への参加費、同表の作業（改植・高接、枝別全摘果を除く。）のうち、次に掲げる要件をみたすものの実施に必要な人件費及び薬剤費等の経費</p> <p>ア 3戸以上の生産者が責任者を定めて共同で行うもの。</p> <p>イ 指定果実出荷事業者又は指定果実出荷事業者が適当と認める果樹研究同志会、摘果推進集団等（個人を除く。）が責任者を定めて請負で行うもの。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 763 703 902">対象とする作業</th> <th data-bbox="703 763 1422 902">作業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 902 703 1133">うん</td> <td data-bbox="703 902 1422 1133">改植・高接 うんしゅうみかんからうんしゅうみかんの優良品種その他の果実への改植又は高接（ただし、普通・早生から極早生の品種に転換する場合を除く。高接にあつては一挙更新する場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1133 703 1323">しゅか</td> <td data-bbox="703 1133 1422 1323">園地別、樹別又は半樹別の全摘果 園地、樹、又は半樹（2等分した樹冠のいずれか一方）ごとに全く結実させないようにするためのせん定又は摘果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1323 703 1507">ん</td> <td data-bbox="703 1323 1422 1507">間伐・大枝切り 園地ごとに植栽されている樹の1/3以上を均等に伐採する間伐又は全ての樹の主枝を1/3以上切除する大枝切り</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1507 703 1648"></td> <td data-bbox="703 1507 1422 1648">枝別全摘果 園地ごとに全ての樹について結実枝と全摘果枝が交互に配置されるようにするためのせん定又は摘果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1648 703 1832">りんご</td> <td data-bbox="703 1648 1422 1832">着果量の調整 都道府県果実生産出荷安定協議会が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果</td> </tr> </tbody> </table>	対象とする作業	作業の内容	うん	改植・高接 うんしゅうみかんからうんしゅうみかんの優良品種その他の果実への改植又は高接（ただし、普通・早生から極早生の品種に転換する場合を除く。高接にあつては一挙更新する場合に限る。）	しゅか	園地別、樹別又は半樹別の全摘果 園地、樹、又は半樹（2等分した樹冠のいずれか一方）ごとに全く結実させないようにするためのせん定又は摘果	ん	間伐・大枝切り 園地ごとに植栽されている樹の1/3以上を均等に伐採する間伐又は全ての樹の主枝を1/3以上切除する大枝切り		枝別全摘果 園地ごとに全ての樹について結実枝と全摘果枝が交互に配置されるようにするためのせん定又は摘果	りんご	着果量の調整 都道府県果実生産出荷安定協議会が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果
対象とする作業	作業の内容											
うん	改植・高接 うんしゅうみかんからうんしゅうみかんの優良品種その他の果実への改植又は高接（ただし、普通・早生から極早生の品種に転換する場合を除く。高接にあつては一挙更新する場合に限る。）											
しゅか	園地別、樹別又は半樹別の全摘果 園地、樹、又は半樹（2等分した樹冠のいずれか一方）ごとに全く結実させないようにするためのせん定又は摘果											
ん	間伐・大枝切り 園地ごとに植栽されている樹の1/3以上を均等に伐採する間伐又は全ての樹の主枝を1/3以上切除する大枝切り											
	枝別全摘果 園地ごとに全ての樹について結実枝と全摘果枝が交互に配置されるようにするためのせん定又は摘果											
りんご	着果量の調整 都道府県果実生産出荷安定協議会が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果											

別表2 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
<p>1 整備事業</p> <p>(1) 優良品目・品種への転換</p> <p>ア 改植</p>	<p>(ア) 補助対象となる経費 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a かんきつ類の果樹からの改植（パインアップルへの改植を除く） 定額 23万円/10アール</p> <p>b 主要果樹への改植（aに該当する場合を除く） 定額 17万円/10アール</p> <p>c りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培（ただし、加工用に仕向けられるものに限る。）への改植（a、bに関わらず） 定額 33万円/10アール</p> <p>d a、b、cのいずれの場合にも該当しない改植 定率 2分の1以内</p> <p>注：主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。</p> <p>e 次の(a)又は(b)のいずれかの場合にあっては、次の額をa、b、cの額それぞれに加算する。ただし、(a)及び(b)の取組を重複して実施する場合であっても、加算の上限は2万円/10アールとする。 定額 2万円/10アール</p> <p>(a)農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と本会が認めた者が行う改植であって、一定の要件を満たす場合</p> <p>(b)農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して行う改植であって、一定の要件を満たす場合</p> <p>f 支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植を行う場合であって、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。</p> <p>(a) 最初の年度においては、改植に要した補助対象経費の2分の1の額とa、b、cの額の該当する額（eの額を加算した場合は加算後の額）のいずれか低い額とする。</p> <p>(b) 改植の完了した年度においては、a、b、cの額の該当する額（eの額を加算した場合は加算後の額）から上記(a)の額を差し引いた額とする。</p> <p>g 支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植を行い年度ごと</p>

に額の確定を行う場合には、当該年度の改植に要した補助対象経費の2分の1以内とする。

(ウ) (イ)のbに関わらず、当該改植に係る費用、植栽の密度等の観点から、本会が生産局長と協議して認める主要果樹への改植にあつては、(イ)のcに定める補助率を適用する。

(エ) 同一品種の改植

業務方法書第27条の(1)のエの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であつて、かつ次のいずれかの場合とする。

① りんごのわい化栽培

② 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合

③ 産地計画に位置づけられた優良系統（同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。）を導入する場合

④ 自然災害による被害を受けた園地にあつては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合

(オ) 自然災害時の補助対象経費等

自然災害による被害を受けた園地の改植については、次のaの経費を補助対象に加えることができる。aの経費の補助率はbによるものとする。

なお、業務方法書第32条第3号の自然災害とは、一定の広がり地域において発生した自然災害であつて、都道府県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいう。

a 補助対象となる経費

(a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚又はトレリスの設置に必要な資材費

(b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用

b 補助率

定率 2分の1以内

(カ) 自然災害時の提出資料

(ア)の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を本会に提出するものとする。

a 被災証明書等自然災害の被害、対策等が確認できる資料

b 改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び改植実施面積の算出根拠がわかる図面等

(キ) 災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等を行った場合には、(ア)に関わらず、伐採・抜根・整地等に要した経費については、補助対象としない。

また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。

(ク) 改植単価の加算の要件

a (イ)のeの(a)の一定の要件を満たす場合とは、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組を行つており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。

(a) 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合

(b) 本会が以下の場合に該当すると認めた園地

① 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であつて、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合

② 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であつて、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合

b (イ)のeの(b)の一定の要件を満たす場合とは、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地について、労働生産性の向上が見込まれる集約された園地への移動を行うものであつて、かつ、以下の要件を全て満たす場合とする。

(a) 50アール以上のまとまった農地に移動すること

(b) 改植8年後までに①かつ②の目標を達成すること

① 移動後の園地の10アール当たりの労働時間を産地の平均より10%以上縮減すること。

② 移動後の園地の10アール当たり販売額又は所得額を、移動前の園地に比べ10%以上増加すること。

(c) 次のいずれかに該当すること

① 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合

② 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であつて、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合

(ク) (ク)のaの柱がきの要件を満たし、かつ、(ク)のaの(b)の②を満たす場合であつて、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、本会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(イ)のeの(a)の規定を準用する。

(コ) (ク)のa及び(ク)の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。

(7) 補助対象となる経費

整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費

(イ) 補助率

2分の1以内

イ 高接

(2) 小規模園地整備	(ア) 補助対象となる経費 舗装経費、資材費、掘削費、労働費等の経費
ア 園内道の整備	(イ) 補助率 2分の1以内
イ 傾斜の緩和	(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等の経費
	(イ) 補助率 2分の1以内
ウ 土壌土層改良	(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等の経費
	(イ) 補助率 2分の1以内
エ 排水路の整備	(ア) 補助対象となる経費 排水施設費（明きよ、暗きよ、貯水槽、ポンプ等）等の経費
	(イ) 補助率 2分の1以内
(3) 廃園	ア 補助対象となる経費 伐採・抜根費、整地費、植林費等の経費
	イ 補助率
	<ul style="list-style-type: none"> a うんしゅうみかん等の果樹園の廃園 定額 10万円/10アール b りんごの果樹園の廃園 定額 8万円/10アール c 上記以外の果樹園の廃園 定率 2分の1以内
	注：うんしゅうみかん等とはうんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ
(4) 用水・かん水施設の整備	ア 補助対象となる経費 揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等の経費
	イ 補助率 2分の1以内
(5) 特認事業	ア 補助対象となる経費
	(ア) 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備（同種・同能力のものを再度整備することを除く。）については、補助対象経費は施設導入・設置費、資材費、掘削費等の経費とする。
	(イ) 特認植栽については、補助対象経費は、深耕・整地費、土壌改良資

材費、苗木代、植栽費等の経費とする。

(ウ) 防霜設備、防風設備の整備については、補助対象経費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設置費等の経費とする。

(エ) 新植については、補助対象経費は深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等の経費とする。

イ 補助率

2分の1以内

ウ 業務方法書第32条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 次のいずれかに該当し又は該当することが確実であると認められ、産地計画において新植の対象品種又は優良系統（(1)のアの(エ)の優良系統をいう。この場合、aからeにおいて、「品種」とあるのは「優良系統」と読み替えるものとする。）として記載されている場合。

a 当該産地において実需者等と安定的な契約取引（産地で果実を加工して出荷する場合にあっては、当該加工品についての契約取引。ただし、専ら規格外品等が用いられる場合を除く。）が行われている品種であること

b 当該産地においてブランド化（他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されているもの）されている品種であること

c 我が国において海外に輸出している品種であること

d 当該品種又はその属する品目について、消費量が増加している、栽培面積が増加している又は輸入数量が多く国産ニーズがあること

e 国産花粉の確保が緊急的に求められている品目（キウイフルーツ）における花粉採取用のオス樹又はなしの受粉樹（ただし、花粉採取専用に植栽されるなしに限る。）の品種であること

(イ) 過去5年以内に大規模基盤整備（受益面積が5ha以上の基盤整備（災害復旧等を除く。））が完了した土地であって、すでに果樹の樹体が抜根されている土地に新植する場合。

(ウ) 市町村から「青年等就農計画」の承認を受けた「認定新規就農者」が新植を行う場合。

(エ) (1)のアの(ウ)のbの柱書並びに(a)及び(b)の要件を満たす改植の移動先の土地と地続きの土地において、産地計画の目標面積の範囲内で改植と同一の品目・品種の新植を行う場合

2 推進事業

(1) 労働力調整システムの構築

ア 補助対象となる事業及び経費

無料職業紹介所の設置その他の労働力調整システム構築のための先進事例調査費、会議資料費、農家等説明会資料費、農家等意向調査費、求

	<p>人台帳等整備費、広報宣伝費、臨時雇用者等の就労前技術研修又は新規就農者の研修のための研修園借上料、指導員旅費・謝金等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(2) 果実供給力維持 対策・園地情報シ ステムの構築	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(ア) 果実供給力維持対策 検討会開催、委員謝金・旅費、産地情報補完調査(アンケート・聞き取り調査)、産地情報分析のためのコンサルタント費、情報集約・整理のための機器のリース費</p> <p>(イ) 園地情報システムの構築 園地情報は握のための調査費、支援情報システムの構築のための園地情報入力費、GISデータ作成費、地図情報システム導入費、検討会出席旅費、情報端末機器導入費、荒廃園地発生抑制のための栽培管理の講師招へい費、研修時の整枝費、防除費等の経費</p> <p>イ 補助率 果実供給力維持対策 定額 園地情報システムの構築 2分の1以内</p>
(3) 大苗育苗ほの設 置	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(ア) 大苗育苗ほの設置 苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借地料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費</p> <p>(イ) 穂木の配布用母樹の育成・維持強化 網室の整備費</p> <p>(ウ) 自然災害対応の苗木生産 苗木生産ほの設置のためのほ場借地料、穂木・台木購入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(4) 新技術等の導入 ・普及支援	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(5) 販路開拓・ブラ ンド化の推進強化	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 販路開拓を推進強化するための先進事例調査費、消費者・流通及び小売業者等の意向調査費、ブランド・マーケティング専門家招へい費、展示会出展費、ブランド検討のための委員等旅費・謝金、会場借料、非破壊検査機器の導入等の経費</p> <p>イ 補助率</p>

(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証	ア	2分の1以内 補助対象となる事業及び経費 輸出用果実の生産・流通体系を実証するための実証ほ借上料、実証用資材費、実証ほ試験設計・成績検討会資料印刷費、残留農薬分析費、輸出用防除暦印刷費、研修会講師旅費・謝金、研修会資料印刷費、研修旅費、輸出専用園地の設置に要する看板・モニタリングトラップ等資材費、GAP・トレーサビリティシステム検討会資料印刷費、マニュアル印刷費、システム借上費等の経費									
	イ	補助率 2分の1以内									
(7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進	ア	補助対象となる事業及び経費 「産地キャリアプラン」の策定検討会開催、委員謝金・旅費、「産地キャリアプラン」リーフレット作成費、「産地キャリアプラン」情報発信のためのホームページ作成費・新聞広告費、研修園地借料、研修用機器リース費等									
	イ	補助率 「産地キャリアプラン」の策定・情報発信 研修関係 定額 2分の1以内									
3 推進事務費	ア	補助対象となる経費 下表に掲げる経費									
	イ	補助率 定額									
	ウ	推進事務費の使途の基準等 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業を行うに必要な次に掲げる経費									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象とする作業</th> <th>作業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">対象経費</td> <td>旅費</td> <td>普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>賃金が支弁される者に対する社会保険料</td> </tr> </tbody> </table>	対象とする作業	作業の内容	対象経費	旅費	普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）	賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金	共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
対象とする作業	作業の内容										
対象経費	旅費	普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）									
	賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金									
	共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料									

	報償費	謝金
	需用費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品） 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（器具類の修繕費）
	役務費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金、謝金及び都道府県法人等が支払う補助金に係るもの）
	使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
	備品購入費	機械器具等購入費
	光熱水料	機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等
	交付対象機関	都道府県法人等、農地中間管理機構、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関
4 支援対象者	<p>(1) 業務方法書第32条第1号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合</p> <p>(ア) 本事業の支援を受けようとする者が生産出荷組織に所属している場合であって、当該生産出荷組織が要綱第2の2の生産出荷目標の配分を受けている場合</p> <p>(イ) 本事業の支援を受けようとする者が市場出荷をしていない場合</p> <p>(ウ) 本事業の支援を受けようとする者又はその者が所属している生産出荷組織の住所地を管轄する都道府県に都道府県果協が存在しない場合</p> <p>(2) 業務方法書第33条第1項第2号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合</p> <p>(ア) 本事業の支援を受けようとする者が市場出荷をしていない場合</p> <p>(イ) 本事業の支援を受けようとする者の住所地を管轄する都道府県に都道府県果協が存在しない場合</p>	

別表3 (果樹未収益期間支援事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
----	-----------------

1 補助対象経費	要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第57条の実施細則で定める果樹については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボカド、アンズ、いちじく、オリーブ、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイヤ、プルーン、マンゴー、やまぶどう、ライチ及び本会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、別表2の1の(5)のウの(ア)のeの品種を除く。 補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、都道府県法人等が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て本会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	業務方法書第61条の実施細則に定める助成単価は5.5万円/10アールとする。

別表4 （果樹生産性向上モデル確立推進事業）

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要領第2の3の(8)の別表1に掲げる経費
2 補助率	定額 ただし、農業機械・施設リース費については1/2以内とし、実証等のために行う改植等の経費については別表2に準ずる。
3 1地区当たり事業費	果樹モデル地区1地区当たり1千万円を上限とする。

別表5 （緊急需給調整特別対策事業関係）

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象となる経費	生食用に集荷された果実を加工原料用に仕向ける際の選定選果場における選果経費、一時保管経費及び選定加工工場への輸送の掛かり増し経費とする。

2 緊急需給調整資金の額	<p>下表により算出された額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{緊急需給調整資金} = \text{道府県別緊急需給調整対象数量(kg)} \times \text{当協会が生産局長と協議して定める単価(円/kg)} \times 1 / 2$ </div>
3 業務方法書第80条の実施細則に定める単価及び指定果実出荷事業者に対する補給金の交付	<p>業務方法書第80条の実施細則に定める補助金の単価は44円/kgとする。指定果実出荷事業者に対する補給金は当該指定果実出荷事業者の緊急需給調整の実行数量を乗じて算出される額を限度とし定額を交付する。</p>

別表6 (果汁特別調整保管等対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
1 果実製品の調整保管事業	<p>(1) 補助対象となる経費 指定果実その他の果実を原料とした果実製品の製造等に要した資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払に要する経費</p> <p>(2) 補助金の額 金利については定額、保管料については2分の1以内</p>
2 果実の産地廃棄事業	<p>(1) 補助対象となる経費 選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費</p> <p>(2) 補助率 2分の1以内</p>

別表7 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工専用果実生産支援事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
1 加工専用果実生産支援事業関係	<p>(1) 補助対象となる経費</p> <p>ア 果実加工品の試作品製作のための検討委員会の開催、試作品製作、試作品成分分析、消費者モニター調査及び報告書の作成に要する経費</p> <p>イ アの当該加工品の原料価格を想定した栽培手法等の検討のための検討会の開催、栽培技術の実証及びマニュアル・報告書等の作成に要する経費</p>

	<p>費</p> <p>ウ 事業成果の報告会及び交流会等の開催に要する経費</p> <p>(2) 補助率 定額（ただし、(1)のア及びイについては、一事業者当たり合わせて200万円を上限とする。）</p> <p>(3) 事業の委託 事業の一部を委託する場合は、交付決定額の2分の1以内とする。</p> <p>(4) 事業実施に当たっての留意事項 (1)のア及びイはともに実施するものとする。ただし、イのみの実施を可能とする。</p> <p>(5) 事業の公募 (1)のア及びイの実施者は、公募要領を定めて公募を行い、外部有識者を含めた選定委員会による審査を経て、実施候補者を決定するものとする。</p>
--	---

別表8 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 国産果実競争力強化事業	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア 部門別経営分析及び需要調査に要する経費</p> <p>イ 過剰な搾汁設備の廃棄、高品質果汁等製造設備の導入に要する経費</p> <p>ウ 廃止された工場へ搬入していた加工原料を近隣工場へ輸送するのに要する経費</p> <p>エ 高品質果汁等製造設備の導入に要する経費</p> <p>オ 新製品・新技術の開発促進又は普及に要する経費</p> <p>(2) 補助率 (1)のアの経費については定額、(1)のイ及びエの経費については3分の1以内、(1)のウ及びオの経費については2分の1以内</p> <p>(3) 事業実施者 業務方法書第90条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。</p> <p>(1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等</p> <p>(1)のエ及びオについては、全ての国産果樹の加工業者等</p>

別表9 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工原料安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
-------	----------------

<p>1 加工原料安定供給連携体制構築事業</p>	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア 国産果実需要適応型取引手法実証の取組に要する経費</p> <p>(ア) 供給・販売計画の作成 検討会資料印刷費、検討会会場借上費、委員旅費・謝金、需要調査や生産流通コスト調査に係る旅費・調査員手当、アルバイト賃金等</p> <p>(イ) 計画的な取引の実施</p> <p>a 安定供給に向けた取組 展示ほ借上費、展示ほ資材費、マニュアル印刷費、研修会資料印刷費、講師旅費・謝金、会場借上費、研修旅費、指導旅費、指導資材費等</p> <p>b 流通の効率化、低コスト化及び多様化に向けた取組 規格板等試作費、通い容器借上費、パック等容器の試作費、冷蔵コンテナ等借上費、貯蔵資材費、産地間等の掛かり増し果実運搬費、再選別等の掛かり増し果実選別費、カットや鮮度保持等果実の簡易な調製に要する経費、試作・分析用サンプル果実費等</p> <p>c 需要拡大に向けた取組 資料印刷費、アンケート調査・分析費、理解醸成活動旅費、会場借上費、果実運搬費、備品借上費、機能性成分等分析費、GAP・トレーサビリティ導入に係る検討会資料印刷費、研修旅費・参加費、マニュアル印刷費、システム借上費等（不特定多数を配布対象としたチラシ、のぼり、ポスター等の販促資材の作成及び店頭での販売補助員の雇用は除く）</p> <p>(ウ) 報告書作成 報告書作成費等</p> <p>イ 一定の品質の加工原料用果実の安定的な供給の取組を支援する事業実施者に対し、加工原料用果実の選別・出荷に要する経費</p> <p>ウ 一定の品質の加工用原料果実を安定的な生産を支援する事業実施者に対し、以下の加工原料用果実の作柄安定技術等の導入に要する経費</p> <p>(ア) 病虫害被害回避技術の導入に要する経費</p> <p>(イ) 地温・土壌水分調整、風害防止技術の導入に要する経費</p> <p>(ウ) 土壌改良・園地改良技術の導入に要する経費</p> <p>(エ) 生産コスト低減技術に要する経費 等</p> <p>(2) 補助率 定額</p> <p>ア (1)のアの経費については、一事業実施者あたり800万円を上限とする。</p> <p>イ (1)のイの経費については、長期取引契約に基づき確保又は出荷される加工原料用果実について、品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく加工原料用果実の区分を含む当該階級別取引価格を導入した場</p>
---------------------------	--

	<p>合に、加工原料用果実の区分の取引数量（kg）に、実施計画に基づく取組により掛増しに要した経費（円/kg）を乗じた額とする。ただし、上記の補助対象となる取引数量の上限は、果汁原料用を除き1,000トンとし補助（交付）単価の上限は30円/kgとするものとする。</p> <p>ウ（1）のウの経費については、長期取引契約に基づき加工原料用果実を生産することに要した経費を対象とする。</p>
--	---

別表10 （果実輸出支援強化事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 果実輸出支援強化事業	<p>(1) 果実輸出効率化支援事業</p> <p>ア リーファーコンテナ等の効率的な活用や産地間連携による混載輸送等効率的な輸出の実施に係る検討会の開催に要する経費</p> <p>イ 効率的な輸出の実証試験に要する経費</p> <p>ウ 報告書の作成に要する経費</p> <p>エ その他本事業実施に必要な経費</p> <p>(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業</p> <p>ア 長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損害防止資材等による品質劣化防止技術等の開発及び応用に係る検討会の開催に要する経費</p> <p>イ 検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等にかかる経費</p> <p>ウ 開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験に要する経費</p> <p>エ 報告書の作成に要する経費</p> <p>オ その他本事業実施に必要な経費</p> <p>(3) 補助率</p> <p>(1)及び(2)の補助率は2分の1以内</p>

別表11 （パインアップル構造改革特別対策事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率、採択要件及び事業実施に当たっての留意事項	
1 パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業	ア 補助対象となる経費と補助率	
(1) 優良種苗増殖事業	補助対象となる経費	補助率

	優良種苗を増殖及び育苗するための増殖用種苗の取得費 増殖ほ及び育苗ほの設置費及び管理費 育苗した種苗の配布費 種苗増殖のための施設・機械の整備費	定額 定額 定額 10分の6 以内
(2) 優良種苗供給推進事業	イ 事業実施に当たっての留意事項 (ア) この事業の実施者は、増殖又は栽培に関して優れた技術を有する者に対し、当該事業を委託することができる。 (イ) この事業により育苗ほを設置する場合には、優良種苗の効率的な育苗を実施するため、その面積を増殖ほの面積に照らし適切なものとする。	
	ア 補助対象となる経費 優良種苗の供給計画の作成費及びその普及推進のための協議会の開催費 イ 補助率 2分の1以内	
2 パインアップル産地構造改革事業 (1) 推進事業	ウ 事業実施に当たっての留意事項 (ア) この事業により開催する協議会においては、次に掲げる事項について協議する。 a 優良種苗の供給計画 b その他優良種苗の増殖普及に関する事項 (イ) この事業の実施者は、(1)の事業により生産された優良種苗の配布に関し、配布申請及び配布決定の方法その他配布に必要な事項を含むパインアップル優良種苗緊急配布要綱を定め、パインアップル構造改革特別対策事業実施計画が承認された後にこれを関係市町村長及び関係農業団体の長に通知する。 (ウ) この事業の実施者は、(ア)の a の供給計画に即し優良種苗の適正な配布、配布した優良種苗台帳の作成・保管を行う。	
	ア 補助対象となる経費 産地構造改革検討会の開催費、生食用パインアップルの普及に係る指導費 イ 補助率 2分の1以内 ウ 事業実施に当たっての留意事項 (ア) 産地構造改革検討会は生産者、生産出荷団体、果実加工業者、実需者、沖縄県その他の関係者をもって構成するものとする。 (イ) (ア)の産地構造改革検討会においては、以下の事項について検討するものとする。	

	<ul style="list-style-type: none"> a 産地の構造改革の基本的な方針に関する事項 b 知事が定めるパインアップル栽培指針に即したパインアップル栽培管理の改善に関する事項 c パインアップルの需給の見通しに関する事項 d 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に関する事項 e その他必要な事項
(2) 栽培管理改善事業	<p>ア 補助対象となる経費 パインアップルの生産性及び品質の向上を図るための展示場の設置、栽培様式の改善、施設・機械の整備その他栽培管理の改善に要する経費</p> <p>イ 補助率 施設・機械整備を実施する場合は10分の6以内、それ以外の場合は定額</p> <p>ウ 事業実施に当たっての留意事項 この事業の実施者は、(1)のウの(イ)の産地構造改革検討会における検討内容に基づき事業を実施するものとする。</p>
(3) 生食用パインアップル緊急定着事業	<p>ア 補助対象となる経費 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に必要な経費</p> <p>イ 補助率 定額</p> <p>ウ 事業実施に当たっての留意事項 この事業において対象とする改植は、以下に掲げる要件を満たすこと。 (ア) 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植であること。 (イ) 産地計画又はこれに準ずる計画として知事が承認した計画に基づく改植であること。</p>

附則

この実施細則の変更は、平成19年4月5日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成20年4月3日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成20年9月25日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成21年3月26日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成23年10月5日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成23年11月11日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成23年12月27日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成24年4月6日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成24年9月25日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成25年3月12日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

1 この実施細則の変更は、平成26年4月1日から施行する。

2 業務方法書第58条第3号に基づく産地構造改革ポイントに係るデータの提出については、補助金要望額が予算額を超えない範囲であると判断される場合においては、その提出を要しないこととする。

附則

この実施細則の変更は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附則

この実施細則の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この実施細則の変更は、平成30年4月1日から施行する。